

#### 4. 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保の内容

子ども・子育て支援法では、市町村が計画の中で教育・保育提供区域ごとに教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」や「確保策」を定めることとしています。本町では、町全体を1つの教育・保育提供区域とし、利用の実績やニーズ調査の結果等に基づいて事業ごとに「量の見込み」や「確保策」をまとめております。

※量の見込みの算出にあたっては、国の手引きにおいて、ニーズ調査結果を用いた算出方法が示されているとともに、算出された量の見込みに対する様々な要因を考慮した場合の補正及び自治体が独自に算出することを認めています。

実際に、ニーズ調査結果を用いた算出を原則としながらも、国の手引きの算出方法では希望する事業がすべてニーズ量に算出されるために大きくなりやすく、計算されたものが実態と乖離している場合があります(特に、地域子ども・子育て支援事業において算出されるニーズ量)。

そのため、過去の事業実績などから勘案し、量の見込みが実態に即さないものについては、利用実績等から量の見込みに対する補正を行う等の方法を事業ごとに設定するものとします。

##### (1) 特定教育施設（幼稚園・認定こども園）

幼稚園は、保護者の就労状況に関わらず、3歳から入園でき年齢に相応しい適切な環境を整え、心身の発達を助長するための教育施設です。

認定こども園は、小学校就学前の子どもに対する保育及び教育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設です。

##### 【量の見込み】

(年・実人数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A. 量の見込み	53	46	42	35	34
1号認定	13	11	10	8	8
2号認定 (幼稚園希望が強い)	40	35	32	27	26
B. 確保提供数	105	105	75	75	75
差異 (B - A)	52	59	33	40	41

##### 【確保の方策】

ニーズ量の見込みを確保提供数(利用定員総数)が上回っています。

町立当麻幼稚園について、社会的ニーズに基づいた2号認定保育など多様な保育形態への変換などを踏まえ、寄り添った就学前教育を図るため、令和9年度より幼稚園型認定こども園への移行を予定しております。

定員については、就学前児童の人口の減少や、多様な生活環境による利用者の減少傾向を鑑み105名→75名へ見直します。

## (2) 特定保育施設（認可保育所・認定こども園）及び特定地域型保育事業（小規模保育事業等）

認可保育所は、保護者が仕事や病気などの理由で、0歳～小学校就学前の子どもの保育ができない場合に、子どもを預かって保育する施設です。

認定こども園は、小学校就学前の子供に対する保育及び教育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設ですが、本町には該当の施設はありません。

特定地域型保育事業は、子ども・子育て支援新制度において創設された事業で、町が定める基準を満たした保育を必要とする0歳～2歳の子どもを保育する認可された施設です。

### 【量の見込み】

(年・実人数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A. 量の見込み	92	85	78	78	78
2号認定	52	48	41	41	41
3号認定(0歳)	8	9	9	9	9
3号認定(1歳)	15	19	19	19	19
3号認定(2歳)	17	9	9	9	9
B. 確保提供数	99	109	109	109	109
特定保育施設	80	90	90	90	90
特定地域型保育事業	19	19	19	19	19
差異(B-A)	7	24	31	31	31

### 【確保の方策】

ニーズ量は確保提供数（利用定員総数）を下回っていますが、近年、低年齢層の保育利用者数や保育士の加配置が増加傾向になっているため、保育士確保等の方策を継続的に取り組んでまいります。

## (3) 認可外保育施設等

児童福祉法に基づく都道府県知事などの認可を受けていない、小学校就学前の子どもを預かって保育する施設です。

### 【量の見込み】

(年・実人数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A. 量の見込み ※町民のみ計上	8	8	8	8	8
B. 確保提供数	60	60	60	60	60
差異(B-A)	39	39	39	39	39

### 【確保の方策】

ニーズ量の見込みを確保提供数が上回っています。また、町外からの利用者も受け入れているため、利用の調整が必要となります。

## (9) 病児保育事業

保護者が就労等の理由により、家庭で保育できない病気や病気の回復期にある乳幼児や小学生を対象に、病院や保育所等で保育を行う事業です。

### 【実施状況】

本町では該当施設がないため実施していません。

### 【量の見込み】

(年・延人数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用者数	238	216	206	186	181

### 【確保の方策】

「上川中部こども緊急さぼねっと」の周知をはかるほか、町内外施設との連携を含め、ニーズ量の推移から必要があれば検討を行います。

## (10) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与え、健全な育成を図る事業です。

### 【利用実績】

(年・実人数)

	令和5年度
利用者数	86
実施箇所数（箇所）	2

### 【量の見込み】

(年・実人数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A. 量の見込み	79	79	73	75	72
1年生	21	27	27	27	27
2年生	28	22	22	22	22
3年生	18	22	15	15	15
4年生	9	6	6	8	4
5年生	2	2	2	2	3
6年生	1	0	1	1	1
B. 確保提供数	110	110	110	110	110
差異（B - A）	31	31	37	35	38

### 【確保の方策】

ニーズ量の見込みは、ピークの令和7年度で79人となっていますが、現状で対応可能な状況です。学童保育センターの定員は、「第1学童保育センター」70人と「第2学童保育センター」40人の計110人となっております。

## (16) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

保育施設等を利用しない満3歳未満の子どもを対象に、保護者等の多様な働き方やライフスタイルに合わせて支援を強化、または全てのこどもの育ちを応援し、良質な成育環境を整備することを目的に、月一定時間までの利用可能枠の中で就労要件を問わず時間単位等で保育施設等が利用できる制度です。

【量の見込み】 ※ニーズ調査によらずに推計

(必要定員数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A. 量の見込み	3	3	3	3	3
0歳児	1	1	1	1	1
1歳児	1	1	1	1	1
2歳児	1	1	1	1	1
B. 確保提供数	0	3	3	3	3
差異（B - A）	△3	0	0	0	0

【確保の方策】

令和8年度の給付制度化に向け、計画期間中に課題等を把握し整備を進めていきます。

## (17) 産後ケア事業

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業です。

【実施状況】

本町では、産後1年未満の母子を対象に「宿泊型」及び「日帰り型」による支援を助産院、分娩取扱医療機関に委託し実施しています（利用日数は各型合計7日以内）。

【量の見込み】 ※ニーズ調査によらずに推計

(年・実人数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A. 量の見込み	5	5	5	5	5
B. 確保提供数	5	5	5	5	5
差異（B - A）	0	0	0	0	0

【確保の方策】

今後も継続して事業を展開していきます。